

菊池市国民保護計画



令和6年5月30日

菊池市

目 次

第 1 編	総 論	1
第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び菊池市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	1
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	7
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急処理事態	15
第 2 編	平素からの備えや予防	17
第 1 章	組織・体制の整備等	17
第 1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部課室局における平素の業務	17
2	市職員の参集基準	19
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第 2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町村との連携	24
4	指定公共機関との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	24
第 3	通信の確保	26
第 4	情報収集・提供等の体制整備	27
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な整備	28
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
4	被災情報の収集、報告に必要な準備	31
第 5	研修及び訓練	32
1	研修	32
2	訓練	32
第 2 章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	34
1	避難に関する基本的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35

5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	37
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	41
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	41
1	事態認定前における緊急事態連絡本部等の設置及び初動措置	41
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	市対策本部の設置等	45
1	市対策本部の設置	45
2	通信の確保	53
第3章	関係機関相互の連携	54
1	国・県の対策本部との連携	54
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	55
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55
6	市の行う応援等	56
7	ボランティア団体等に対する支援等	56
8	住民への協力要請	56
第4章	警報及び避難の指示等	58
第1	警報の伝達等	58
1	警報内容の伝達等	58
2	警報内容の伝達方法	59
3	緊急通報の伝達及び通知	60
第2	避難住民の誘導等	61
1	避難の指示の通知・伝達	61
2	避難実施要領の策定	62
3	避難住民の誘導	65
第5章	救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
第6章	安否情報の収集・提供	75
1	安否情報の収集	76
2	県に対する報告	76
3	安否情報の照会に対する回答	76
4	日本赤十字社に対する協力	77

第7章	武力攻撃災害への対処	78
第1章	武力攻撃災害への対処	78
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	78
2	武力攻撃災害の兆候の通報	78
第2章	応急措置等	79
1	退避の指示	79
2	警戒区域の設定	80
3	応急公用負担等	81
4	消防に関する措置等	81
第3章	生活関連等施設における災害への対処等	86
1	生活関連等施設の安全確保	86
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	86
第4章	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	88
1	武力攻撃原子力災害への対処	88
2	NBC攻撃による災害への対処	89
第8章	被災情報の収集及び報告	92
第9章	保健衛生の確保その他の措置	93
1	保健衛生の確保	93
2	廃棄物の処理	93
第10章	国民生活の安定に関する措置	95
1	生活関連物資等の価格安定	95
2	避難住民等の生活安定等	95
3	生活基盤等の確保	95
第11章	特殊標章等の交付及び管理	97
第4編	復旧等	99
第1章	応急の復旧	99
1	基本的考え方	99
2	公共的施設の応急の復旧	99
第2章	武力攻撃災害の復旧	100
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	101
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	101
2	損失補償及び損害補償	101
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	101
第5編	緊急処理事態への対処	102
1	緊急処理事態	102
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	102
資料編		103
1	様式	104
2	国民保護用語集	110

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び熊本県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、菊池市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に照らし、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態における対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

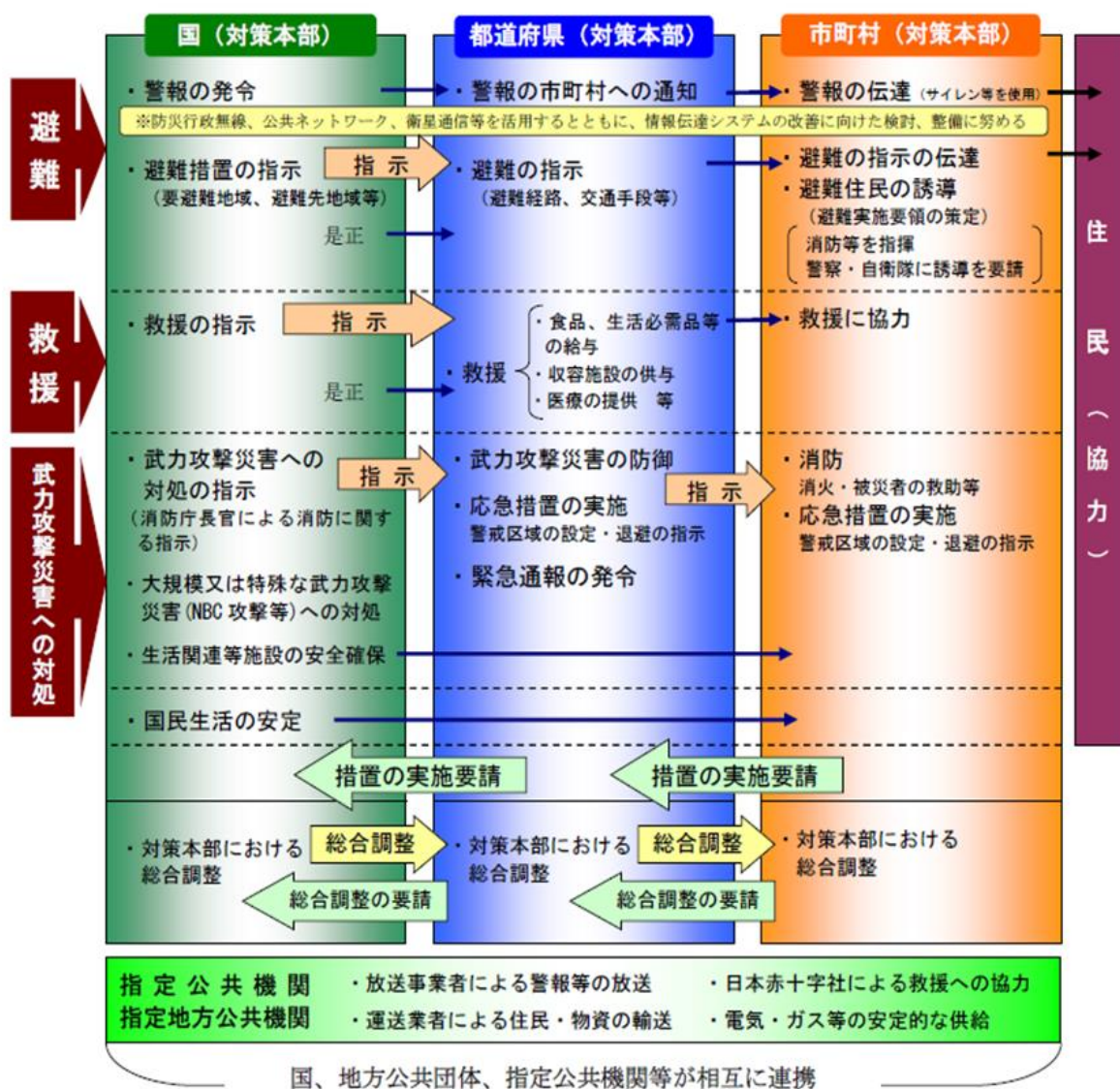
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護法について、市は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
菊池市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施害への対処に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の事務（連絡先）

機 関 等	業務の大綱	連絡先
熊本県北広域本部	市町村の活動支援及び調整等	0968-25-4111
菊池市消防団	避難情報等の緊急広報活動、被災者の救出・救助等	0968-25-7203
菊池広域連合消防本部	避難情報等の緊急広報活動、被災者の救出・救助等	096-232-9331
菊池警察署	被害情報等の収集・提供、避難誘導、交通規制・緊急交通路の確保等	0968-24-0110
菊池川河川事務所山鹿出張所	河川情報の提供等	0968-44-2177
菊池川河川事務所竜門ダム管理支所	竜門ダム情報の提供等	0968-27-1120
陸上自衛隊第8師団第42即応起動連隊	被災者の救出・救助・生活支援等	096-343-3141
西日本電信電話株式会社熊本支店	非常・緊急通話の調整等	090-272-9200
九州電力送配電(株)大津配電事業所	電気の復旧及び確保等	0120-761-383
日本郵便(株)菊池郵便局	郵便局窓口の確保、被害情報提供等	0968-25-2242
菊池地域農業協同組合	農林関係の被害状況調査情報提供等	0968-23-3500

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、熊本県北東部に位置し、面積は276.66平方*。という広大な地域を占めている。東部は阿蘇地域、南部は菊池南部地域、西部は山鹿鹿本地域、北部は大分県日田地方にそれぞれ接しており、形状は扇形となっている。

地勢は、北部の八ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の靴岳まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めている。それらの山岳の豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れており、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成しており、その複雑な地形は、武力攻撃事態等における市外への避難を困難にすることが予想される。



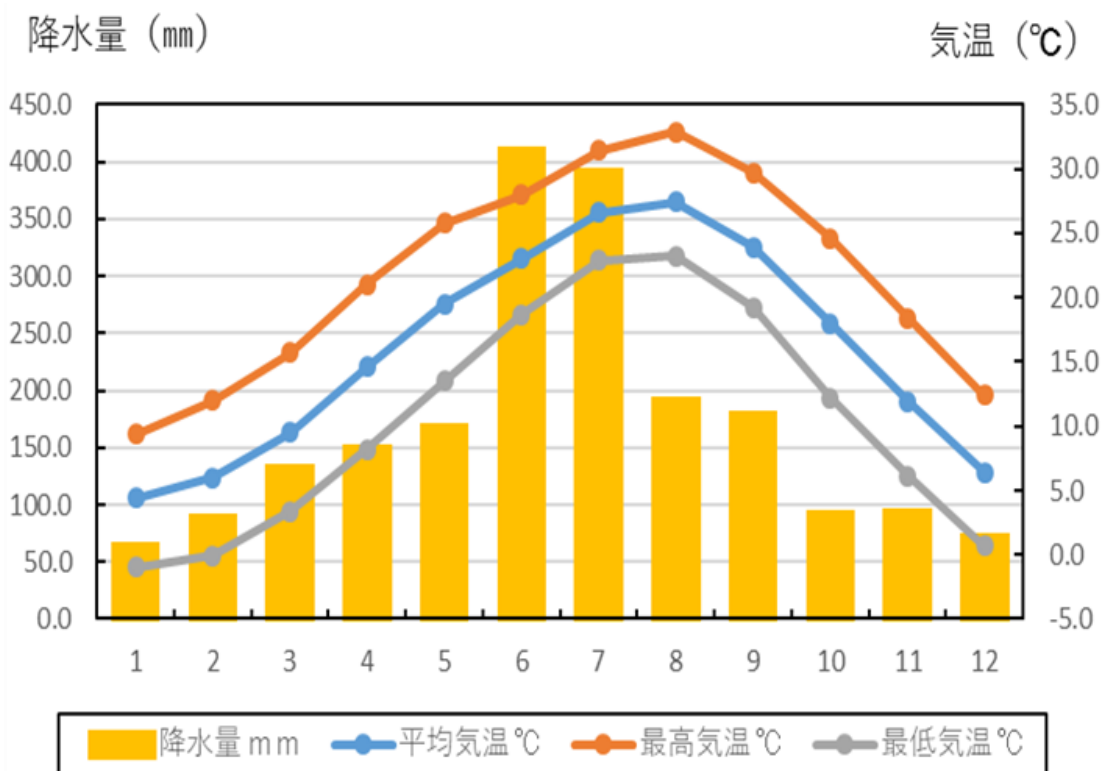
(2) 気候

本市の気候は、年間平均気温が15.9℃と概して温暖であるが、内陸性気候であるため、夏と冬の寒暖の差が大きく、1月の日最低気温の平均値が-1.0℃に対し、8月の日最高気温の平均値は32.9℃となっている。

冬場の山間地においては、積雪があることから、避難にあたっては積雪時の対応について留意する必要がある。

雨量は特に梅雨時期に降水量は集中しており、6～7月の2ヶ月間で年間降水量の約4割を占めている。

単位	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	降水量 mm	備 考
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	
資料年数	30	30	30	30	
1月	4.4	9.4	-1.0	55.0	
2月	6.0	12.0	-0.1	79.6	
3月	9.5	15.7	3.4	122.9	
4月	14.6	21.0	8.2	139.6	
5月	19.5	25.8	13.5	157.7	
6月	23.0	28.0	18.7	400.9	
7月	26.6	31.4	22.9	381.4	
8月	27.4	32.9	23.2	181.8	
9月	23.9	29.7	19.2	168.9	
10月	18.0	24.6	12.2	82.3	
11月	11.9	18.4	6.1	83.9	
12月	6.4	12.4	0.7	61.3	
全年	15.9	21.8	10.6	159.6	



(3) 人口分布

本市の総人口は、46,646人（令和6年3月31日現在）であるが本市全体で過疎化が進んでおり特に山間部の地域では進行している。

また65歳以上の高齢者人口（※令和5年10月1日現在熊本県推計人口調査）が約15,864人で総人口に占める割合は35.11%、中でも75歳以上の後期高齢者人口は約8,480人で総人口に占める割合は18.77%であり、人口の高齢化が進んでいる。

これらのことから、住民の避難にあたっては、避難誘導を行う者や、避難行動要支援者の避難の補助をする者についての問題が想定される。

（総数45,184 男21,553 女23,631）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
0	273	128	145	26	328	167	161	52	461	221	240	78	425	190	235
1	318	165	153	27	357	179	178	53	485	246	239	79	501	235	266
2	336	164	172	28	356	191	165	54	461	207	254	80	463	199	264
3	353	186	167	29	365	189	176	55	523	229	294	81	467	183	284
4	363	200	163	30	395	188	207	56	541	257	284	82	497	209	288
5	324	168	156	31	396	201	195	57	422	199	223	83	463	208	255
6	421	218	203	32	365	195	170	58	605	303	302	84	411	176	235
7	344	163	181	33	408	190	218	59	582	269	313	85	411	146	265
8	383	199	184	34	428	214	214	60	583	282	301	86	418	145	273
9	398	210	188	35	445	235	210	61	574	257	317	87	383	140	243
10	441	231	210	36	498	263	235	62	572	270	302	88	328	111	217
11	427	219	208	37	454	229	225	63	644	328	316	89	327	102	225
12	443	225	218	38	497	250	247	64	709	342	367	90	303	108	195
13	414	209	205	39	545	267	278	65	678	308	370	91	247	67	180
14	453	241	212	40	526	284	242	66	630	294	336	92	201	56	145
15	412	197	215	41	530	265	265	67	764	361	403	93	179	51	128
16	416	217	199	42	497	247	250	68	706	338	368	94	122	28	94
17	463	227	236	43	490	245	245	69	788	409	379	95	111	23	88
18	400	209	191	44	523	299	224	70	732	355	377	96	121	29	92
19	412	200	212	45	508	252	256	71	780	414	366	97	78	18	60
20	426	211	215	46	547	268	279	72	732	337	395	98	43	8	35
21	383	171	212	47	536	294	242	73	763	358	405	99	39	10	29
22	371	187	184	48	564	291	273	74	811	403	408	100以上	69	4	65
23	377	169	208	49	536	259	277	75	773	383	390				
24	326	153	173	50	545	284	261	76	702	320	382				
25	341	185	156	51	501	241	260	77	398	178	220				

<5歳階級別>

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
0～4	1,643	843	800	55～59	2,673	1,257	1,416
5～9	1,870	958	912	60～64	3,082	1,479	1,603
10～14	2,178	1,125	1,053	65～69	3,566	1,710	1,856
15～19	2,103	1,050	1,053	70～74	3,818	1,867	1,951
20～24	1,883	891	992	75～79	2,799	1,306	1,493
25～29	1,747	911	836	80～84	2,301	975	1,326
30～34	1,992	988	1,004	85～89	1,867	644	1,223
35～39	2,439	1,244	1,195	90～94	1,052	310	742
40～44	2,566	1,340	1,226	95～99	392	88	304
45～49	2,691	1,364	1,327	100歳以上	69	4	65
50～54	2,453	1,199	1,254				

年齢	総数	男	女
15歳未満	5,691	2,926	2,765
15～64歳	23,629	11,723	11,906
65歳以上	15,864	6,904	8,960
75歳以上	8,480	3,327	5,153
85歳以上	3,380	1,046	2,334

<年齢別割合 (%)>

年齢	総数	男	女
15歳未満	12.59	13.58	11.70
15～64歳	52.30	54.39	50.38
65歳以上	35.11	32.03	37.92
75歳以上	18.77	15.44	21.80
85歳以上	7.48	4.85	9.88
平均年齢	49.74	47.82	51.50
年齢中位数	51.94	49.22	54.55

(令和5年10月1日統計資料)

(4) 道路の位置等

道路は、国道325号、国道387号が菊池市街地を中心に放射状に配置されており、県道及びその他主要な道路が国道を補完している。本市に隣接する植木町には、九州自動車植木 I C が位置するとともに、国道3号線が南北方向にと通っている。



(5) ダムの位置等

ダムについては、平成14年3月に竜門ダムが完成し、菊池川支川迫川に高さ約100m、長さ約340mの重力式コンクリートダムと、高さ約31m、長さ約240mのロックフィルダムとで構成される複合型式ダムで、工業用水、農業用水の供給、洪水防止と菊池川の流れを守る多目的ダムです。国から「地域に開かれたダム」としても指定を受けております。又、班蛇口湖ボート競技場として2,000m級の設備も有しており多くの利用者がおります。

(6) その他

原子力発電所については、近隣県に、佐賀県玄海町に九州電力(株)玄海原子力発電所、鹿児島県薩摩川内市に九州電力(株)川内原子力発電所が所在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

(1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概に言えないが、市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

① 着上陸侵攻

島国であるわが国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊を上陸又は着陸させることになるが、そのような武力攻撃事態をいう。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を密かに潜入させ、政経中枢やライフラインの破壊等、同時多発的に、あるいは作戦目標を達成するまで反復して隠密・奇襲的な攻撃を行うような攻撃事態をいう。

③ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、主にロケットエンジンで推進し、発射後大気圏の高層や宇宙空間まで上昇し、ロケットが燃え尽きた後はそのまま慣性で飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達する兵器であるが、核・生物・化学兵器と組み合わせて使用された場合、深刻な被害をもたらす可能性のある攻撃事態をいう。

④ 航空攻撃

航空機からの爆弾投下やロケット弾等による攻撃により、特定の意図を達成するため行われる航空機による攻撃事態をいう。航空攻撃はその意図を達成するまで反復して行われることも考えられる。

(2) 基本指針に示されている類型毎の特徴

① 着上陸侵攻の場合

○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うこ

とも想定される。

○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば近隣の原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を弾着前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④ 航空攻撃の場合

○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

（３） 基本指針に示されたNBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

- 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、ア：熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、イ：爆発時に生じた放射能を持った灰（放射性降下物）からの放射線と、ウ：初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうちア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすが、イの灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、しだいに風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
- 放射性降下物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的に熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
- 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退城時検査（スクリーニング）及び簡易除染（熊本県地域防災計画（一般災害対策編・原子力災害対策計画）の簡易除染をいう。以下同じ）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

② 生物兵器

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器

○一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

○このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

近隣県の原子力発電所の破壊、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

(被害の概要)

ア 近隣県の原子力発電所が攻撃を受けた場合の主な被害

- ・大量の放射性物質等が放出され、本県住民にも被ばくが及ぶ。
- ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油及び可燃性ガスの貯蔵施設が被害を受けた場合の主な被害

- ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

- ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ ダムが破壊された場合の被害

- ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(被害の概要)

○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(被害の概要)

ア 放射性物質等

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来

（被害の概要）

- ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課局室における平素の業務

市の各部課局室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部課室における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
政策企画部	①安否情報の収集体制の整備に関する事 ②住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ③避難住民等の輸送能力の把握に関する事 ④広報活動に関する事
総 務 部	②市国民保護協議会の設置及び運営に関する事 ①市国民保護計画に関する事 ③市国民保護対策本部に関する事 ④各部課局室、関係機関との連絡体制に関する事 ⑤避難施設の指定に関する事 ⑥住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ⑧国民保護に係る訓練及び啓発に関する事 ⑨国民保護に関する相互応援協定に関する事 ⑦特殊標章等の交付に関する事 ⑩避難実施要領の策定に関する事 ⑪生活関連施設の安全確保に関する事 ⑫自主防災組織との連携に関する事 ⑬防災行政無線に関する事 ⑭避難行動要支援者の誘導體制に関する事 ⑮災害経費の予算措置に関する事 ⑯情報の収集、被害報告のとりまとめ ⑰その他の部局に属さない事項に関する事
市民環境部	①安否情報の収集体制の整備に関する事 ②避難施設の運営体制の整備に関する事 ③危険物質等（毒物・劇及び毒薬・劇薬）に係る武力攻撃災害の発生の防止 ④廃棄物処理に関する事

健康福祉部	①高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること ②医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ③災害ボランティア（一般ボランティア）の支援に係る総合調整に関すること ④医療救護体制の整備に関する事項 ⑤医薬品・衛生材料の備蓄に関すること ⑥死体の処理及び埋葬・火葬に関すること ⑦救援物資のあっせんに関すること
経済部	①救援に係る食糧（米類・乾パン・乾燥米等）の確保及び調達に関すること ②救援に係る食糧（野菜・果実・果汁）の確保及び調達に関すること ③救援に係る食糧（食肉・卵・牛乳）の確保及び調達に関すること ④救援に係る飲料水の確保及び調達に関すること ⑤救援に係る資器材の確保及び調達に関すること ⑥救援に係る生活必需品の確保に関すること ⑦応急食糧の確保及び調達に関すること ⑧生活関連施設の安全確保に関すること ⑨救援に係る資機材の確保及び調達に関すること ⑩農作物の被害実態調査に関すること ⑪農地及び農業用施設、林地及び治山施設の復旧に関すること ⑫企業への緊急通報の内容の伝達及び安全確保に関すること
建設部	①生活関連施設（ダム）の安全確保に関すること ②救援に係る資機材の確保及び調達に関すること ③応急仮設住宅の設置等に関すること ④道路及び橋梁・河川堤防に関すること ⑤交通途絶時の対策及び施設に関すること ⑥処理場、ポンプ場などの運転及び下水道施設に関すること ⑦避難所開設時の安全点検に関すること
教育委員会	①学校、文化教育施設の被害状況調査・復旧に関すること ②児童生徒の安全確保及び支援体制の整備に関すること ③児童生徒等の応急教育対策に関すること ④児童生徒の避難、心のケアに関すること ⑤給食センター及び小中学校での炊き出しに関すること ⑥避難施設の運営体制の整備に関すること
水道局	①飲料水の確保、供給計画に関すること ②水道施設に関すること ③被災地区の水道に関すること ④被害状況の調査及び被害の取りまとめ計画に関すること ⑤水道事業の対策に関すること
議会事務局	①市議会議員との連絡調整及び視察対応
会計課	①災害経費の予算措置に関すること ②災害救助金及び義援金等の出納、保管に関すること

2 市職員の参集基準

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	設 置 基 準	参 集 基 準
①国民保護担当課体制	①武力攻撃等に関する情報があり、情報収集、伝達等の対応が必要な場合 ②その他市長が設置の必要があると認めた場合	防災交通課職員が参集
②緊急事態連絡本部体制	①国において武力攻撃事態等の認定が行われ、国の事態等対策本部長から警報が発令された場合 ②その他市長が緊急事態連絡本部設置の必要があると認めた場合	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	①国から県国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合	全ての市職員が本庁又は支所・出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体 制 の 判 断 基 準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市国民保護対策本部員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール・SNS等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市国民保護対策本部員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長及び対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長(本部長)	副市長	教育長
副市長(副本部長)	教育長	総務部長
教育長(副本部長)	—	—
政策企画部長	市長公室長	情報政策課長
総務部長	総務課長	施設マネジメント課長
市民環境部長	市民課長	税務課長
健康福祉部長	福祉課長	生活支援課長
経済部長	農政課長	農林整備課長
教育部長	教育課長	生涯学習課長
建設部長	土木課長	都市整備課長
水道局長	水道局総務係長	—
議会事務局長	議会事務局課長	—
会計課長	会計課長補佐	—
各支所長	市民生活課長	—
消防団長	副団長	—

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団に参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)		福 祉 課
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)		福 祉 課
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)		総 務 課
	応急公用負担に関すること。 (法第 113 条第 1 項・5 項)		防災交通課 総 務 課
損害補償 (法第 160 条)	国民 への 協 力 要 請	避難住民の誘導に必要な援助についての協力要請 (法第 70 条第 1・3 項)	防災交通課 総 務 課
		救援に必要な援助についての協力要請 (法第 80 条第 1 項)	防災交通課 福 祉 課
		消火、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要な援助につ いての協力要請(法第 115 条第 1 項)	防災交通課 総 務 課
		住民の健康の保持・環境衛生の確保に必要な援助につ いての協力要請(123 条第 1 項)	福 祉 課 高齢支援課
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)			当該行政処分等 を行った課
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)			

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知 及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続ネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶辞並びに庁舎への伝送供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し特に配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、熊本県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレンについては、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うため、区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業

所その他の多数の者が利用又は居住する施設について連絡先・連絡方法等を定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告の様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の種類は、以下のとおりであり、市は、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号（P104に掲載）及び様式第2号（P105に掲載）の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難した住民・負傷した住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの希望の有無
- ⑬ 知人からの照会に対して①、⑦、⑧の項目を回答することの希望の有無
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの同意の有無

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して①～⑩の項目を回答することの同意の有無

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

※【熊本県の国民保護のホームページ】

http://www.pref.kumamoto.jp/existence/kokumin_hogo/index.html

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○住宅地図（略）

○避難行動要支援者名簿

（2）隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

（3）高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している菊池市災害時要援護者支援計画を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

（4）民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に照らし、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（5）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、※（海上保安部等）、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に備えて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連施設の種類及び所管】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	総務部、農林水産 部、土木部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	総務部
	4号	高压ガス	経済産業省	総務部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	文部科学省	総務部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部

（２）市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

※【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

※【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存

の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要でありことから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発のあり方について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(2) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

市は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への駐車、交通情

報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、災害時の措置に準じて周知徹底を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

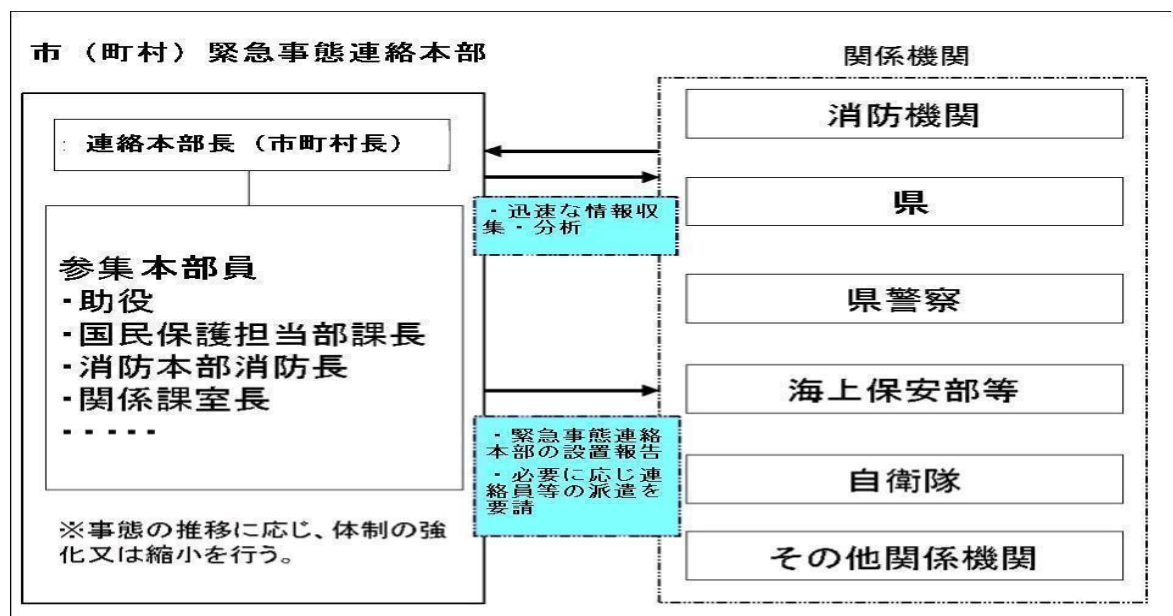
市は、武力攻撃事態等に係る警報が発令された場合や県内において突発的に武力攻撃等と疑われる事案が発生した場合など武力攻撃等の初期段階において、国、県の指示により市緊急事態対策本部を設置し、関係機関と相互に連絡協力を図ることにより、的確かつ迅速に応急措置が実施できるよう初動体制を確立する。

市緊急事態対策本部を迅速に設置するため、その手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡本部等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡本部を設置する。緊急事態連絡本部は、市国民保護対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

○市緊急事態連絡本部の組織図は以下のとおりとする。

本 部 会 議	
本 部 長	市 長
副本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	政策企画部長 総務対策部長（本部室長） 市民環境部長 健康福祉部長 経済部長 建設部長 教育部長 水道局長 議会事務局長 各支所長 会計管理者(会計課長) 危機管理監 消防団長
その他必要に応じて市長が任命する。	

本 部 室（規 準）	
室 長	総務部長
総括班長	防災交通課長
情報班長	財政課長
土木班長	土木課長
広報班長	市長公室長
連絡調整班長	地域振興課長
避難班長	教育課長
物資班長	農政課長
援護班長	福祉課長
受援班長	施設マネジメント課長
農林整備班長	農林整備課長
衛生運用班長	健康推進課長
輸送班長	地域振興課長
水道班長	水道局総務係長
下水道班長	下水道課長
防疫班長	環境課長

- ② 緊急事態連絡本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされたが、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

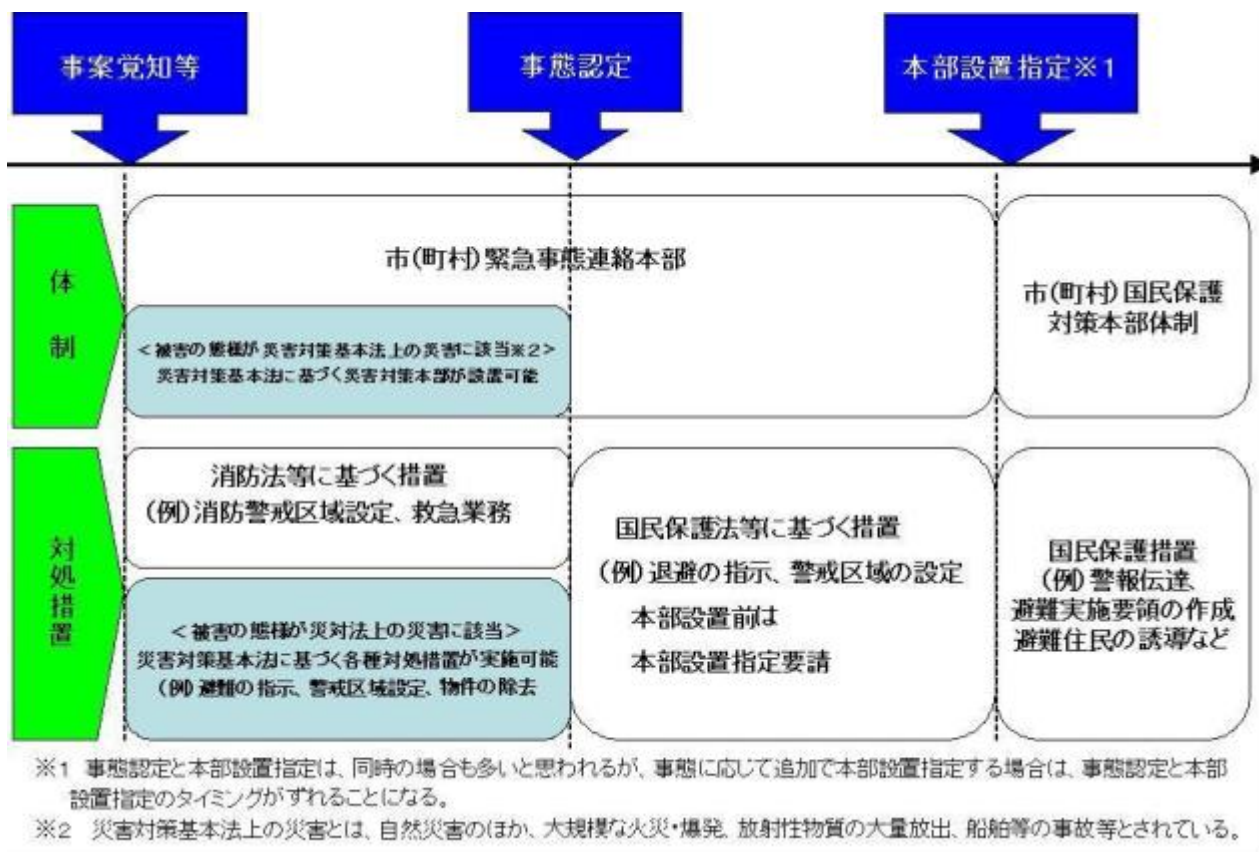
(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡本部は廃止する。

(5) 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、※（菊池市安心メール等の連絡網を活用し、）市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎203・204会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 現地対策本部の設置

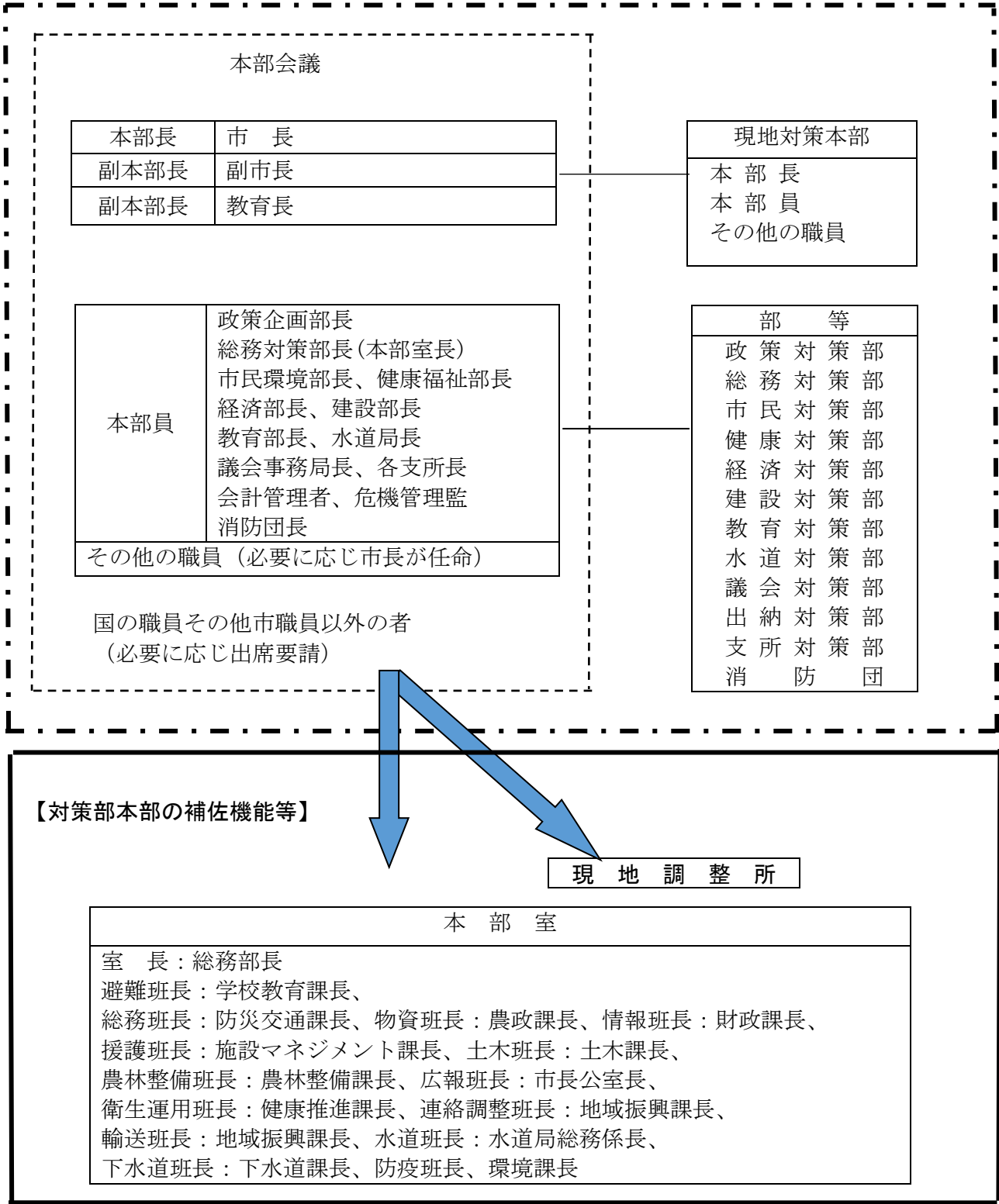
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

①市対策本部の組織構成及び各組織の機能



各部における主な事務

対策本部の各部等主要事務	
部	主 な 事 務
政策対策部	1. 本部長・副本部長の行動調整に関する事 2. 本部長及び副本部長の現場視察に関する事 3. 国及び県からの視察者対応に関する事 4. 報道機関に対する情報の公開と協力要請に関する事 5. 広報に関する事 6. 被害状況の撮影収集及び記録に関する事 7. 被害情報の収集及び整理に関する事 8. 情報システムの常態確認及び復旧に関する事 9. 本部室及び各対策部・支所の応援 10. 避難住民の輸送に関する事
総務対策部	1. 救援の実施決定及び取りまとめに関する事 2. 対策本部の設置及び廃止に関する事。 3. 対策会議の庶務に関する事 4. 被害情報の収集及び整理、報告に関する事 5. 対策本部通信施設及び無線連絡に関する事 6. 防災関連機関に対する協力並びに応援要請に関する事 7. 庁内、各総合支所及び各部門との連絡調整に関する事 8. 消防団活動に関する事 9. 警報の通知に関する事項 10. 避難の指示及び避難誘導に関する事 11. 退避の指示に関する事 12. 生活関連施設等の安全確保に関する事項 13. 武力攻撃災害への対処に関する応急公用負担に関する事 14. 復旧体制の確立に関する事 15. 予算措置に関する事 16. 職員の動員、派遣要請等に関する事 17. 配車計画及び車両の確保に関する事 18. 被災に係る証明に関する事 19. 避難所の開設及び管理並びに避難者の救護に関する事 20. 他部に属さない事項に関する事
市民対策部	1. 被災者に対する市税の減免・徴収猶予に関する事 2. 防疫に関する事 3. 被災（罹災）に係る調査・証明に関する事 4. 災害相談センターの開設運営 5. 被災者台帳の作成及び安否情報の提供 6. 廃棄物処理に関する事 7. し尿処理に関する事

健康対策部	1. 避難行動要援護者の避難誘導、搬送及び収容 2. 医療・救護に関する業務の統括に関すること 3. 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制のに関すること 4. 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 5. 救援物資の受入れ、仕分け、避難者への配送に関すること 6. 災害ボランティア（一般ボランティア）支援に係る総合調整に関すること 7. 死体の処理及び埋葬・火葬に関すること 8. 医療救護体制の整備に関する事項 9. 医薬品・衛生材料の備蓄に関すること 10. 炊き出し全般に関すること 11. 食品衛生に関すること 12. 義援金の受付配分に関すること
経済対策部	1. 食料・生活必需品等の物資に関するニーズの把握、配分業務の総括 2. 応急食料品の確保に関すること 3. 救援物資の受入れ、仕分け、避難者への配送に関すること 4. 農地、農林、畜産関係の被害の把握に関すること 5. 農業災害補償に関すること 6. 救援に係る薪炭、木材の調達に関すること 7. 避難所の開設並びに避難者の救援に関すること 8. 炊き出し全般に関すること
建設対策部	1. 避難経路及び緊急輸送路の確保に関すること 2. 生活関連等施設の安全確保に関すること 3. 道路、橋梁、河川構造物等の応急復旧に関すること 4. 道路、河川等の障害物除去に関すること 5. 土木建設用機械、災害建設資材の調達等に関すること 6. 被災建物応急危険度判定（ボランティアとの連携を含む）に関すること 7. 応急仮設住宅の供与及び貸与（建設）に関すること 8. 公共住宅の供与及び貸与に関すること 9. 下水道の応急対策に関すること 10. 所管施設等の被害状況調査に関すること
教育対策部	1. 学校生徒の保健管理並びに安全管理に関すること 2. 被災児童、生徒の救護及び応急教育対策に関する事項 3. 文化財の保護に関すること 4. 被害児童に対するこころのケアに関すること 5. 避難所の開設及び管理並びに避難者の救護に関すること 6. 各避難施設のニーズ把握及び総括業務に関すること 7. 給食センター及び小中学校での炊き出しに関すること 8. 被災復旧活動に協力するボランティア（女性の会・青年団等）の連絡調整に関すること 9. 施設利用者の避難及び誘導に関すること 10. 所管施設等の被害状況調査に関すること

水道対策部	1. 飲料水の確保、供給に関すること 2. 罹災地区の水道に関すること 3. 被害状況の調査及び被害の取りまとめに関すること 4. 水道事業の災害対策に関すること
議会対策部	1. 市議会議員との連絡調整及び視察に関すること
出納対策部	1. 義援金の受付配分に関すること 2. 災害の支出に関すること
支所対策部	1. 各支所管内の情報収集及び報告に関すること 2. 各支所管内の区長との連絡調整に関すること 3. 住民に対する情報伝達 4. 避難誘導に関する消防団との調整に関すること 5. 緊急時の避難指示・緊急安全確保の発令に関すること 6. 避難所の開設・運営に関すること 7. 救出・救助部隊の活動支援に関すること（受け入れ準備・活動調整等）

② 市対策本部室の組織構成及び各組織の主要事務

室・班	室・班長等	主要事務
本部室	本部室長 (総務部長)	○本部室各班の業務統制（優先すべき業務の指示） ○本部長に対する報告項目・時期の統制 ○本部長に対する各種命令の発令補佐 ○本部室に対する応援要請の調整 ○対策本部の設置・廃止の本部長への報告 （事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）
総括班	防災交通課長	○対策本部会議の準備 ○本部長の指揮命令に関する準備 ○避難実施要領の策定 ○避難情報の発令 ○職員の参集（解散） ○消防団の招集・運用 ○救援部隊（警察・消防・自衛隊）の派遣要請、 受入れ準備、活動調整 ○各種伝達手段による住民への情報伝達 ○発災当初の現地被害調査 ○本庁舎停電時の対応 ○初動対応組（情報収集組）の運用
情報班	財政課長	○武力攻撃等に関する情報の収集 ○被害情報等の収集 ○情報の集約・整理 ○情報の報告・通報 ○収集すべき情報の優先順位の確定
土木班	土木課長	○道路・河川・堤防に関する被害情報の収集 ○市街地の被害情報の収集 ○被害発生時の応急措置 ○道路・河川・堤防に関する応急措置 ○市街地の応急復旧 ○道路交通規制の実施及び警察署との連絡調整

広報班	市長公室長	○報道機関の取材対応 ○ホームページ、安心メールなどの情報発信 ○情報共有システム（Ｌアラート）の発信 ○被害写真の撮影・収集、被害記録の収集・整理 ○上記メディアが使用できない場合 ・報道機関への情報発信依頼 ・広報車を使った広報活動 ・簡易広報紙の発行 ・臨時被害ＦＭ局の設置検討
連絡調整班	地域振興課長	○本部長指示等の各対策部への伝達 ○各対策部・支所との連絡・調整 ○各支所の対応状況及び管内被害状況の收集整理、報告 ○総括班の業務支援 ○国・県からの視察対応、要望書の作成
避難班	学校教育課長	○避難所の開設・運営に関する統制、調整
物資班	農政課長	○食料・生活必需品等のニーズの把握 ○物資の調達・リスト管理 ○物資（支援物資含む。）の受入・配分調整 ○物資の倉庫管理 ○関係機関との調整
援護班	福祉課長	○避難行動要支援者に対する情報伝達 ○避難行動要支援者の避難及び避難誘導
受援班	施設マネジメント課長	○庁内の受援ニーズの把握・調整 ○国・県等に対する応援職員の派遣要請及び受入 ○応援職員等に対する生活環境の確保
農林整備班	農林整備課長	○農道、林道、ため池、農地等の被害調査 ○調査結果の集約・整理、報告
衛生運用班	健康推進課長	○傷病者等の把握 ○医療機関との受け入れ調整 ○感染症等に関する情報収集・整理・報告 ○避難者・避難所等への衛生管理指導
輸送班	地域振興課長	○避難者の輸送に関する調整、統制
水道班	水道局総務係長	○上水道施設の被害状況の把握及び維持・管理・補修 ○飲料水の確保及び供給
下水道班	下水道課長	○下水道施設の被害状況の把握及び維持・管理・補修
防疫班	環境課長	○防疫、除染等

（５）市策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

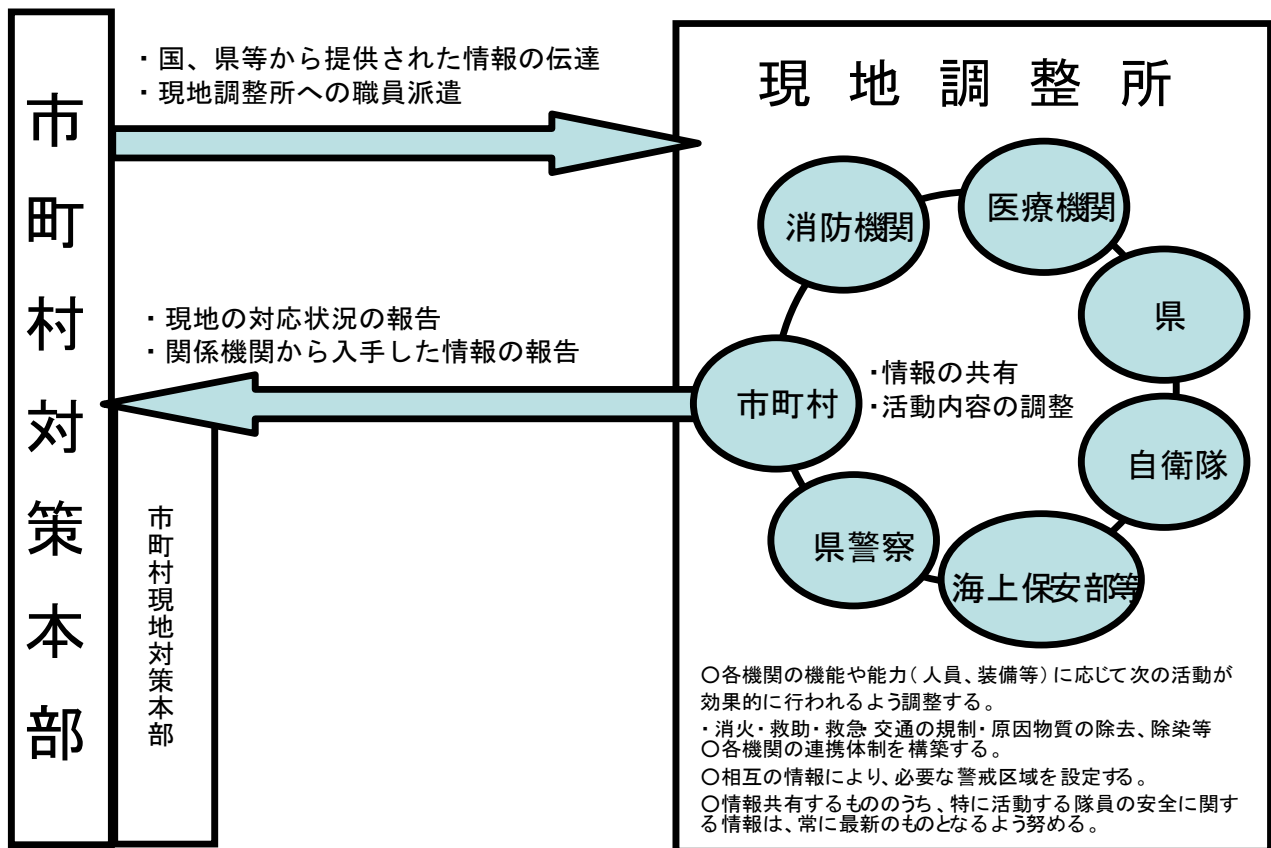
・広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸する

- ことのないよう迅速に対応すること。
 - ・市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて市長自ら記者会見を行うこと。
 - ・県と連携した広報体制を構築すること。
- ④ その他関係する報道機関
(別途一覧表)

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【市現地調整所の組編制（例）】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の事態等対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自

衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- （２）市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- （１）他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- （２）県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- （３）事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- （１）市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- （２）市は、（１）の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行わ

れない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保することから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

(1) 市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合に

は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導

- 避難住民等の救援

- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要事項について、以下のとおり定める。

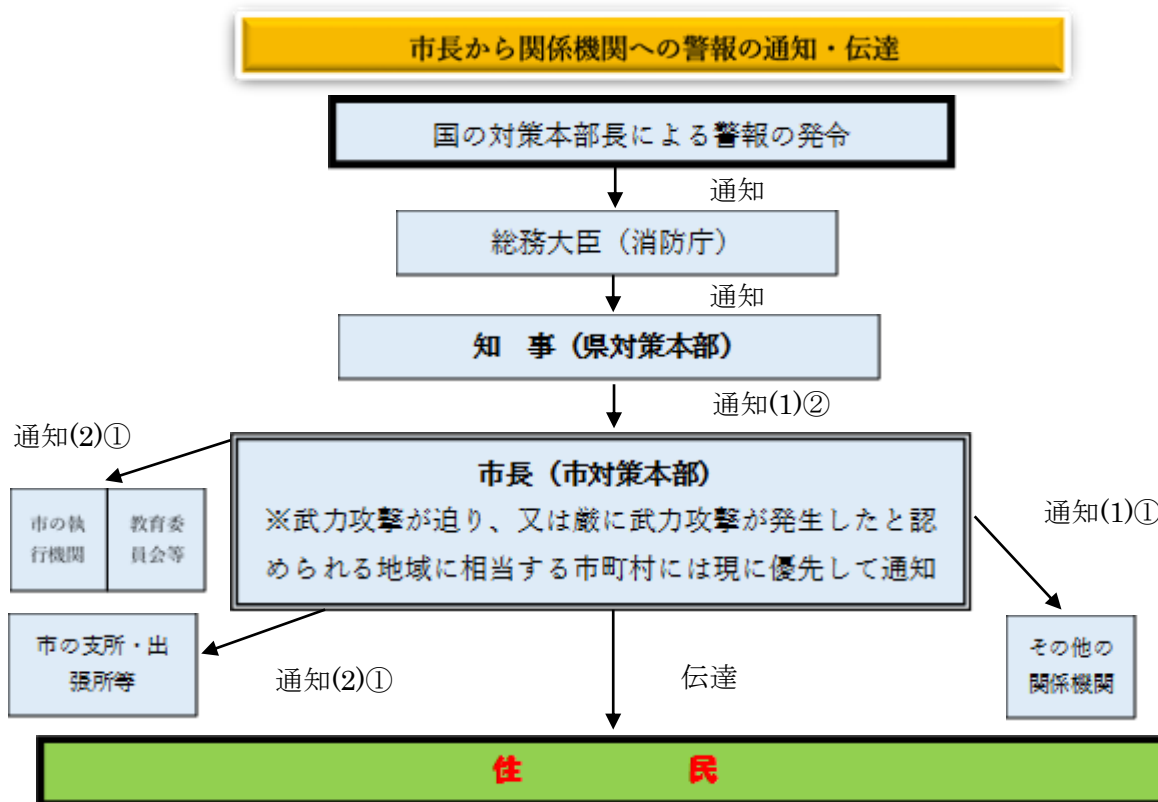
1 警報内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.kikuchi.kumamoto.jp>）に警報の内容を掲載する。
- 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



- ※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知伝達を行う。
- ※（１）①：警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。
- ※（２）②：市長は、ホームページ（<http://www.city.kikuchi.kumamoto.jp>）に警報の内容を掲載する。

2 警報内容の伝達方法

（１）警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
- ・この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- ・この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - ・なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

（２）市長は、その職員並びに消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防機関は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

（３）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

（４）警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

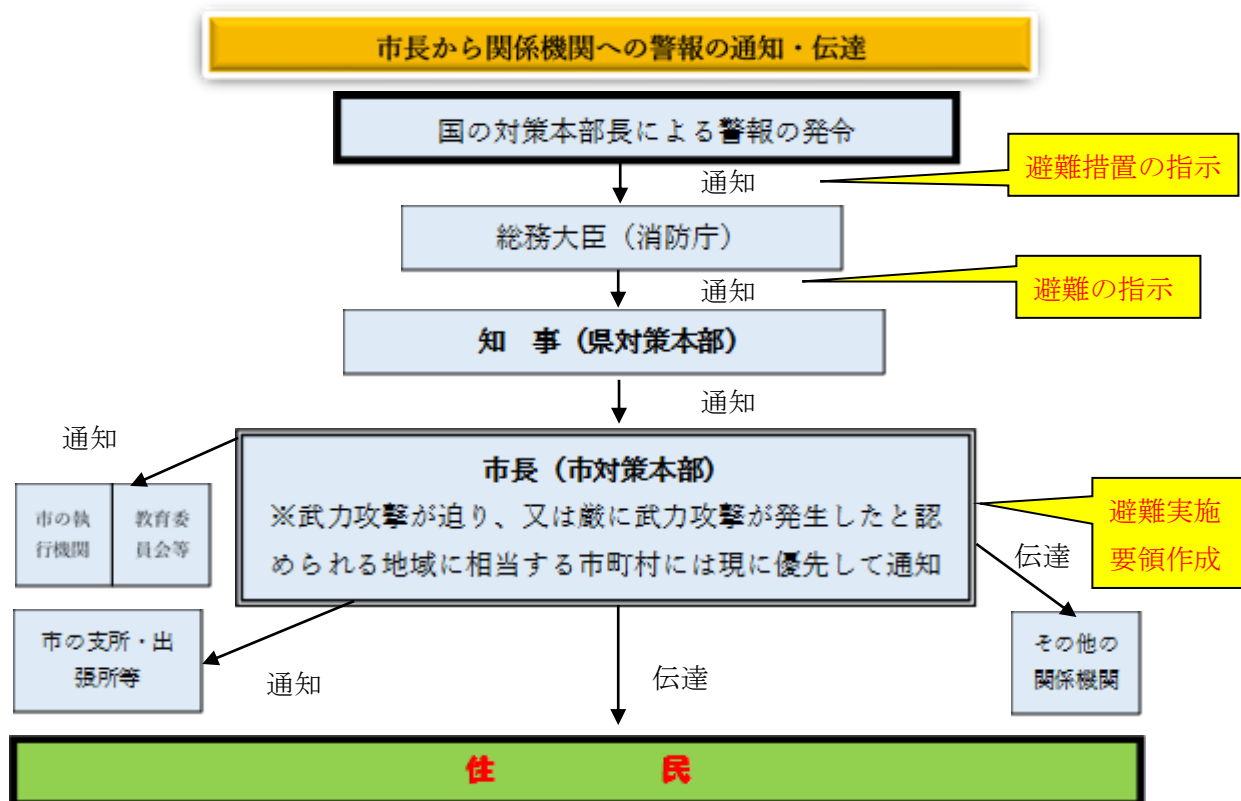
第2 避難住民の誘導等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体、財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要なことから、避難住民の誘導等について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れについては下図のとおり。】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、県計画に記載された市計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本であるが、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もある。

○避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ・ 避難の経路、避難の手段その他非難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、

地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2－3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2－1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15：30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、

それら支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。
集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。）

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

（例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。）

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

（例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53）担当○田×夫）

（４）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）

⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

（５）国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情

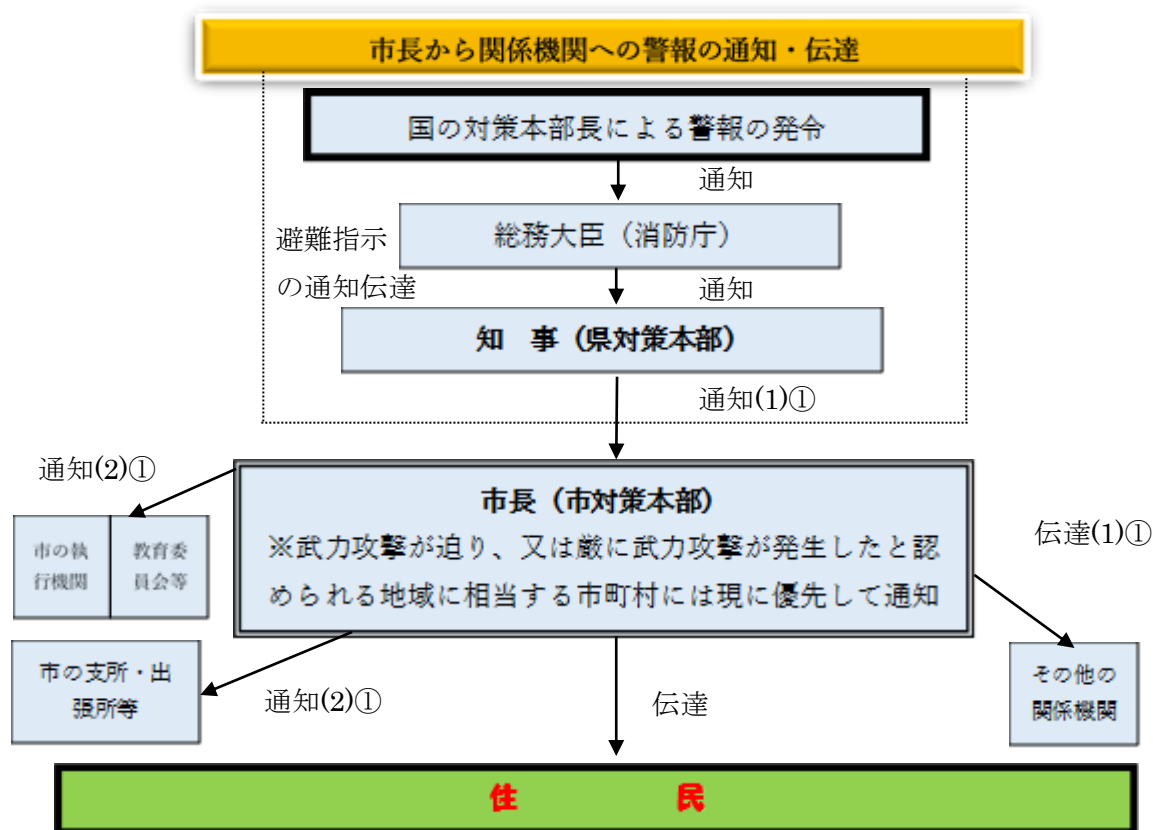
報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

（6）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、消防団長、警察署長及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



※（2）②：市長は、ホームページに警報の内容を掲載する。

※（2）③：警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

3 避難住民の誘導

（1）市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、また、消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防本部」という。）の長と連携して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（２）消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

消防本部は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、当該消防本部の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から当該市町村の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防組合やその管理者等と十分な調整を行う。

（３）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

（４）自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する
その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の
対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、
当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必
要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、
社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支
援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまること
も多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、
屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に
基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な
事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行
うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努
める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方
について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省
生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよ
う努める。

○危険動物等の逸走対策

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ち

に、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

※ N B C 攻撃の場合の留意事項

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用せる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うなどに留意して避難の指示を行うものとされている。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行い、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、市長へ避難の指示を行うものとされている。

○ 類型毎の留意事項

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、

その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示	
対策本部長	警報の発令、避難措置の指示
	(その他、記者会見等による国民への情報提供)
知 事	避難の指示
市 長	避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALER T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難

の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ② このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置の内容について、県の指導に従い以下のように定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

○着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援の実施に際しての留意点

救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握

- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
 - ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
 - ・県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・聴覚障害者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
- ・児童生徒の被災状況の収集
 - ・不足する学用品の把握
 - ・学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
 - ・被災情報、安否情報の確認
 - ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検

案等の措置)

- ・死体の一時保管場所の確保

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・障害物の除去の施工者との調整
- ・障害物の除去の実施時期
- ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

(3) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

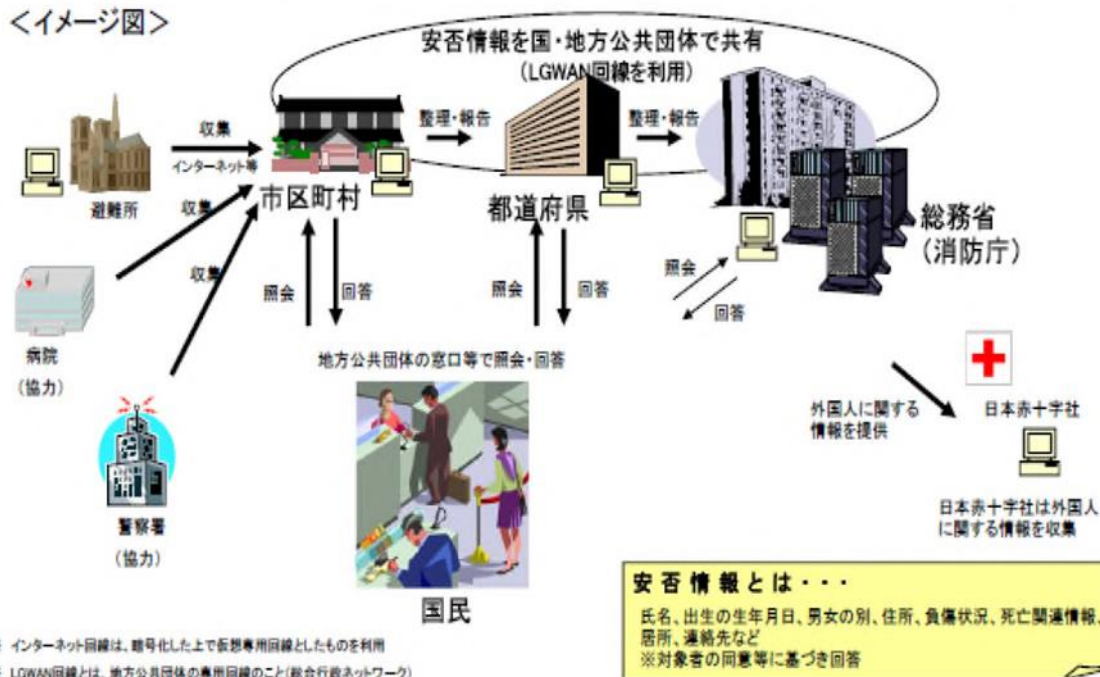
市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。なお、市は国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務（以下「安否情報事務」という。）を効率的に行うため、原則として、消防庁の武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用する。また、その利用に当たっては「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（平成25年3月28日消防庁国民保護運用室）」の趣旨を踏まえ、適切な安否情報事務を行うものとする。

【システムを図示すれば、下記のとおりである。】

安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集（入力）
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

＜イメージ図＞



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号（P104に掲載）及び様式第2号（P105に掲載）による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（P106に掲載）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（P107に掲載）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的

によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（P108に掲載）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号（P108掲載）により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（3）個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながらの機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認められるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

○ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

○ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事及び関係機関に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。
また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を

受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時

使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長又は消防組合の管理者若しくは長は、当該市の区域内の消防力のみをもってして対処できないと判断した場合は、知事又は他の市長若しくは消防組合の管理者若しくは長に対

し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、熊本県消防広域応援基本計画に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長又は消防組合の管理者又は長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長又は消防本部の管理者又は長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 消防等に関する指示

① 知事からの指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができることとされている。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずることとされている。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

○知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行うこととされている。

【具体的な例】

1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するため消防に関する指示を受けて市町村長に対して指示する場合

2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

【具体的な例】

1 応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の知事の対応知事は、自らの県が被災していない場合において、(2)の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することとされている。

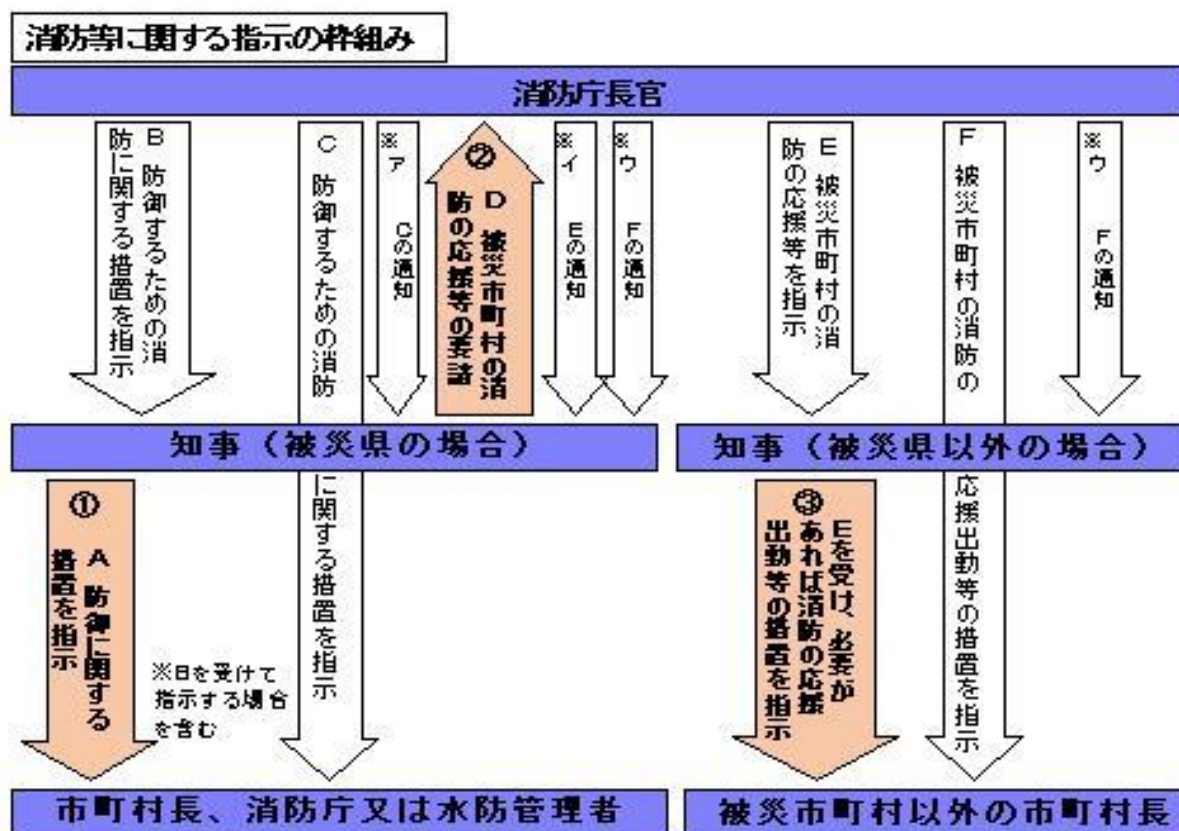
※知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

【消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、下記のとおりである。】



注) 図中の①、②、③は、それぞれP 8 1、P 8 2の(7) ①、(7) ②、(7) ③に対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれP 8 2の※ア、※イ、※ウに対応している。

(8) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(9) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性を照らし、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、国、県その他の関係機関と連携し安全確保に努める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

○危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

①消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

②毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り

扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処については、国及び県の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、またNBC攻撃による災害へ対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、近隣県の原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響に照らし、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。
- ⑤ 市長は、知事から放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報について連絡を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関にその内容を連絡する。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。

(3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

市長及び関係消防本部の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、県対策本部等から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、熊本県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市（町村）対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知

見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

（４）汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性があることから、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点があることから、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

（５）市長及び関係消防本部の管理者若しくは長の権限

市長及び関係消防本部の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ず ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長及び関係消防本部の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件。生活の用の供する水又は死体（上記中第5号及び6号に掲げる権限を行使する場合にあたっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市長及び関係消防本部の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被害情報を報告するとともに、県の対策本部に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を第3号様式(P104に掲載)により報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣

が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施するから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（２）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（３）就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

（４）生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

（１）水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議案書に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（１）特殊標章等（法第158条）

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

（２）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長

- ・市職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

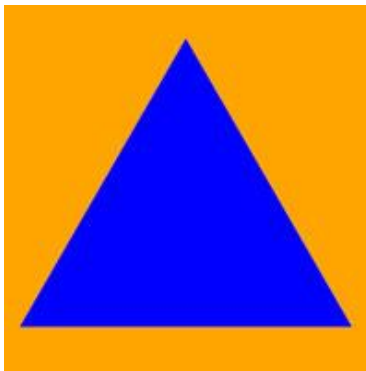
- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

 (この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地) 	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 For civil defence personnel	
氏名/Name: _____ 生年月日/Date of birth: _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の追加的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), in his capacity as: _____ 交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明書を交付した者の署名/Signature of issuing authority: _____ 複製期間の満了日/Date of expiry: _____	
写真/Portrait: _____ その他の特徴又は標章/Other distinguishing marks or information: _____ 電話番号/Telephone: _____ _____ _____	所持者の写真 PHOTO OF HOLDER _____ _____ _____
印鑑/Stamp: _____	所持者の署名/Signature of holder: _____

(日本工業規格A7 (縦105ミリメートル、横74ミリメートル))

【国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型】

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び整備について、武力攻撃災害により被害が発生したときは、一時的に修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設、飛行場施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び整備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

（１）国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

（２）市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続きに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(1) 市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げられておりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

1 様 式 (P 1 0 4)

2 菊池市国民保護計画用語集 (P 1 0 8)

1 様式

様式番号	様式等
様式 1 (P104)	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 1 号
様式 2 (P105)	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 2 号
様式 3 (P106)	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 3 号
様式 4 (P107)	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 4 号
様式 5 (P108)	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 5 号
様式 6 (P109)	火災・災害即報要領第 3 号様式 (救急・救急事故等)

様式 1

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）	
①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他の個人を識別する為の情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外のものからの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記 ⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式 2

様式第 2 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）	
①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他の個人を識別する為の情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他の必要状況	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注 5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

制
口
口
口
口
口
口

報告年月日 年 月 日 時 分

[illegible][illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「①出生年月日」欄は生年を記し、日により記入すること。
- 3 「②国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民には「③負傷又は疾病の状態」欄に「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「④現在の居所」欄に「遺体の安置されたところ」を記入すること。
- 5 「⑤～⑦の希望又は同意欄」は、是否情報提供に係る希望又は同意について、当該条件を「希望」欄に記入すること。この場合において、当該希望又は同意がある場合は、「無」と記入願います。「有」又は「無」と記入願います。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照會書

総務大臣
(都道府県知事) 殿
(市町村長)

年

月

日

申請者

居 所

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式 5

様式第 5 号（第 4 条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市 町 村 長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答いたします。		
避難住民に該当するか否か		
武力攻撃災害により死亡し または負傷した住民に該当 するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷者又は疾病の 状況	
	連絡先その他必要 情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第 6

様式第 3 号（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	熊 本 県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 覚知日時	月 日 時 分 月 日 時 分	覚知方法		
事故等概要				
死傷者等	死者（性別・年齢） 計.....人 不明.....人	負傷者等 重 傷.....人（.....人） 中等傷.....人（.....人） 軽 傷.....人（.....人）		
救助活動の要否				
要救助者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注） 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

（確認が取れない事項については、確認がとれない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

2 国民保護計画用語

LGWAN	「Local Government Wide Area Network」総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークで、国の府省内ネットワークとも接続している。
安定ヨウ素剤	核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人体に入ると甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなるため、放射性ヨウ素が甲状腺に入り込む前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで甲状腺に安定ヨウ素が集まり、放射性ヨウ素を取り込む量を少なくすることができる。
NBC攻撃	「Nuclear weapons」(核兵器)、「Biological weapons」(生物兵器)、「Chemical weapons」(化学兵器)を使用した攻撃。
危険物質等	武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質(生物を含む)で、政令で定めるもの。
汚い爆弾 (ダーティボム)	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。
海上保安部長等	海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署(これらの基地がない場合には、管区海上保安本部)の事務所の長
基本指針	国民の保護に関する基本指針。政府が武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定めた基本的な指針。指定行政機関、都道府県及び市町村が定める国民保護計画並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
緊急対処保護措置	緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置。警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態等に準じて実施。
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報。武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測や、住民及び公私の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令する。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。
熊本県国民保護 対策本部	武力攻撃事態等において、国から県国民保護対策本部を設置すべき通知を受け設置。県域における国民保護措置の総合的に推進。
熊本県緊急対処事態 対策本部	緊急対処事態において、国から県緊急事態対策本部を設置すべき通知を受け設置。県域における国民保護措置の総合的に推進。

熊本県緊急事態 連絡本部	国から武力攻撃事態等に係る警報が発令された場合や県内において突発的に武力攻撃等と思われる事案が発生した場合等の武力攻撃等の初期段階において、情報の収集・伝達等の初動措置を実施。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域。
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
県国民保護協議会	熊本県国民保護協議会。県が設置する国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、県国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会。
県国民保護計画	熊本県国民保護計画。政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議する。
県対策本部	熊本県国民保護対策本部。
県連絡本部	熊本県緊急事態連絡本部。
国際人道法	武力紛争の状態において最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。「戦闘で傷ついた兵士や敵に捕らえられた捕虜、又、戦闘に参加しない文民の保護」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない。」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設を区分し、攻撃を軍事目標に限定する。」といった基本的な考え方の上に成り立つ。国際人道法で中心的なものが1949年のジュネーブ条約とその2つの追加議定書。
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定地方公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。
国民保護措置	国民の保護のための措置。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等。
国民保護等派遣	自衛隊の国民保護派遣及び緊急対処保護派遣

国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律。平成16年に成立。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国谷地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定める。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及びして地方公共機関が作成する国民保護業務計画のどのについてもこの計画に規定。
自主防災組織	大規模災害等発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的とした組織。
市町村国民保護協議会	市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、市町村国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会。
市町村国民保護計画	都道府県が作成する国民保護計画に基づいて、市町村が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、警報の伝達、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される市町村国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事に協議する。
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省
指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安部、地方環境事務所
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、制令及び内閣総理大臣公示で指定。（指定公共機関数160）
指定地方公共機関	都道府県の区域内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。（熊本県においては18法人を指定）
消防吏員等	消防吏員、警察官若しくは海上保安吏員

収容施設	避難等により本来の住居に起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。施行令で定める。
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務
対処基本方針	武力攻撃事態等対処基本方針及び緊急対処事態対処基本方針。武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。
退避	目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れること。
治安出動	自衛隊法第78条に基づき内閣総理大臣の命令に基づく出動及び自衛隊法第81条に基づく知事の要請に基づく出動
同報系防災行政無線	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政を伝えるシステム。
特定公共施設等	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設等利用法）で定義する港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波。
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
トリアージ	災害発生時に、負傷の種類や程度によって治療の優先順位を決め、多くの患者を救う医療措置を行うこと。
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難経路となる地域を含む。）。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関して定める要領。
避難施設	避難住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。知事があらかじめ指定。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態。
国の対策本部	対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を長として設置する武力攻撃事態等対策本部。

国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長。内閣総理大臣をもって充てる。
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律。平成15年成立。武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定める。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。なお、武力攻撃事態対処法において武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併せて「武力攻撃事態等」と定義。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。
要避難地域	住民の避難が必要な地域
利用指針	武力攻撃事態等における公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波）の利用について、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施が競合する場合に、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づき、武力攻撃事態等対策本部長が定める調整のための指針。